

精保第243号
こころ発第532号
令和8年（2026年）9月8日

各精神科病院管理者 様

熊本県精神保健福祉センター所長
熊本市こころの健康センター所長

医療保護入院者の入院届の記載等について（通知）

日頃から熊本県及び熊本市精神医療審査会（以下、審査会）業務に御協力いただき感謝申し上げます。また、令和8年熊本地震の発生以降、皆様には多大なる御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

審査会では、各精神科病院から提出された「医療保護入院者の入院届」に基づき入院の必要性について審査をしておりますが、当該入院届の「医療保護入院の必要性」欄について、必要な事項の記載内容が不足していることや具体的な内容に乏しい定型的な記述であること等を理由として、審査会において補足説明を求められるケースが散見されます。

つきましては、今後の「医療保護入院者の入院届」の作成にあたっては、下記1の「医療保護入院者の入院届の記載について」に御留意されるようお願いいたします。

また、その他審査会において指摘されることが多い事項等について、下記2の「留意事項」にまとめましたので、各種提出書類の作成の参考としていただきますようお願いいたします。

なお、本通知につきまして、貴病院所属の精神保健指定医に必ず周知いただきますようお願いいたします。

記

1 医療保護入院者の入院届の記載について

「医療保護入院の必要性」欄には、「入院時（診察時）の具体的な言動」及び「任意入院が行われる状態にないこと（入院不同意等）」の2点について、以下を参考に具体的な記載をお願いします。

（1）入院時（診察時）の具体的な言動

入院決定前の精神保健指定医による診察時の患者の表情、整容、態度、表出言語、問答等を具体的に記載してください。

（2）任意入院が行われる状態にないこと

「入院を拒否する」、「一貫した入院への同意が困難」、「入院同意の判断能力が低下している」等の具体的な状況を記載してください。

2 留意事項

（1）医療保護入院者の入院期間更新届

「入院又は前回更新日からの治療内容と、その結果」欄に治療内容の記載が漏れているものがあります。必ず治療内容についても記載をお願いします。

(2) 文字の大きさ

各種届出をパソコン等で作成される場合については、印刷される文字のフォントサイズが9ポイント以上になるようお願いします。

お問合せ先
(熊本県) 熊本市東区月出3-1-120 熊本県精神保健福祉センター 担当：西橋 TEL 096-386-5310
(熊本市) 熊本市中央区大江5-1-1 ウェルパルクまもと3階 熊本市こころの健康センター 熊本市精神医療審査会事務局 担当：東（あずま） TEL 096-366-1171